

第2章 PTAの活動って何だろう？

《Q.2》PTAの組織

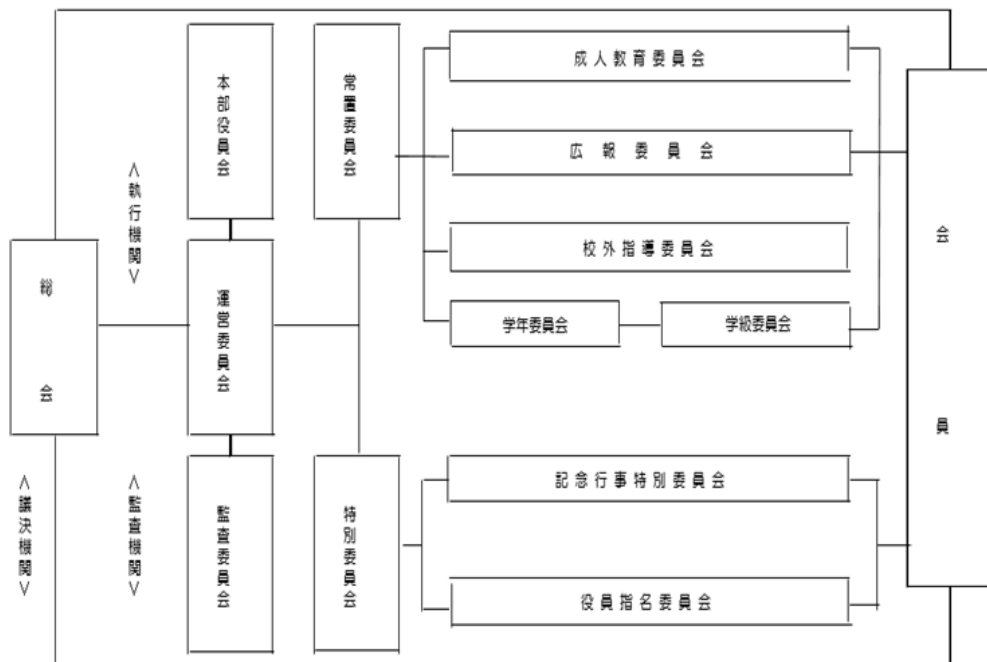
PTAの組織にはどのようなものがありますか。

学校単位ごとに組織されたPTAを単位PTAと呼びます。県や各市町村の連絡協議会もあります（p.107参照）。地域の実情や学校の規模に合わせて活動しやすい組織をつくりましょう。

次の図は、代表的な単位PTAの組織列です。

1 単位PTAの組織

(例)



*民主的な運営をするためには議決機関・執行機関・監査機関が必要です。

2 組織を効率的に運営するために

(例)

総 会	<ul style="list-style-type: none"> ・全会員をもって構成される最高の議決機関です。 	
運 営 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAを維持、発展させるための執行機関です。 ・各委員会の計画や事業全般についての連絡調整を行います。 ・総会に提出する議案を作成します。 	
本 部 役 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA事業全般に関わる計画・立案を行います。 ・学校や地域の団体との連絡調整を行います。 	
常 置 委 員 会	成人教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級、講演会、研修会等の企画・運営を行います。
	広 報 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・「PTA広報紙」やホームページを作成します。 ・地域や関係機関への広報を行います。
	校外指導委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの安全を守る活動や社会環境を健全化する活動を行います。 ・地区懇談会の企画・運営を行います。
	学年・学級委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学年・学級PTA行事の企画・運営を行います。 ・学習会の企画・運営を行います。
特 別 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・記念行事特別委員会や役員指名委員会など特定の目的に沿って設置します。 	
監 査 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・会員を代表し、会計事務や予算執行が適正に処理されているかを監査します。 	

この他に環境委員会、ボランティア委員会、ふれあい委員会、厚生委員会、選挙管理委員会、指名委員会やおやじの会等の設置や、サークル活動を行っているPTAもあります。また、会員の負担感を軽減し、義務感にとらわれないPTA活動をめざして、行事ごとにボランティアやサポーターを募っているPTAや、学年やクラスの枠を越えて委員を募集するPTAもあります。

《Q. 3》 役員の任務と選出方法

役員の任務や選出方法はどのようになっていますか。

役員の任務は、会員の中心となってPTA活動を推進することです。
また、選出にあたっては、会員の意見を反映させた方法で決定しましょう。

1 役員の任務

会長、副会長、書記、会計など、役員の任務は次のとおりです。

役員	任 務
会 長	<ul style="list-style-type: none">・会を代表し、総会や運営委員会、その他の会議を招集します。・関係諸団体との連携を図り、外部の会議に出席します。
副会長	<ul style="list-style-type: none">・会長の任務を補佐し、会長不在のときは代行します。・会長と他の役員との調整などを行います。
書 記	<ul style="list-style-type: none">・総会や運営委員会の議事を記録し、全体の運営や活動状況の記録、必要文書の保管をします。・各種連絡や通知、報告書などの作成を行います。
会 計	<ul style="list-style-type: none">・金銭出納や、会計関係の帳簿の整理・保管、会計報告などの会計事務を処理します。・予算の立案時には、会長や各委員会を補助します。

会計事務や予算執行が適切に行われているかを監査するために会計監査委員を設け、会計監査委員はその結果を総会で報告します (p.16参照)。

最近、副会長を複数おいて、分担して会長の任務を代行しているPTAもあります。さらに、各委員会が会を代表して行事の担当を受け持ち、関係諸団体との共同事業として行事の運営をすることもあります。

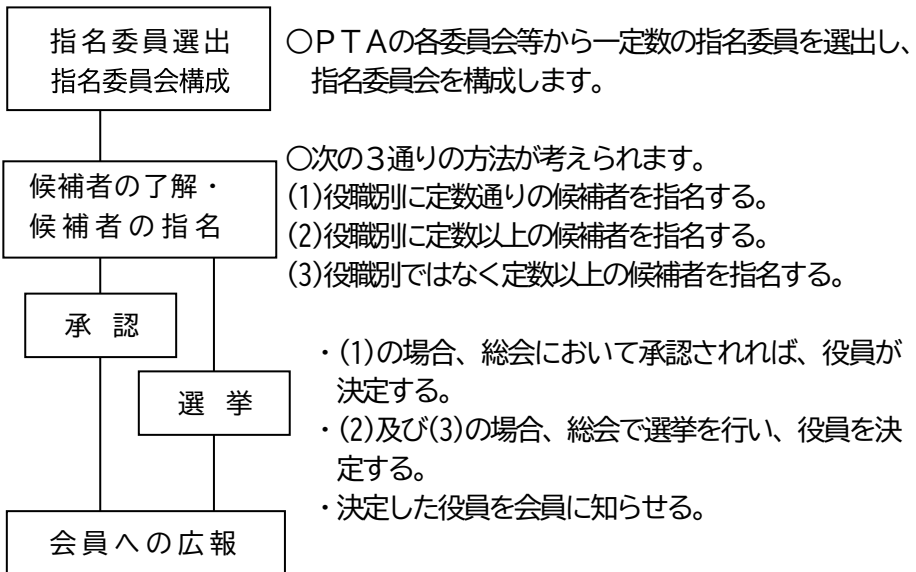
2 役員の選出方法

役員の選出は、会員一人ひとりの意思を十分に反映できるように民主的な方法によって行わなければなりません。それには、選出過程において、会員個々の意思が反映されるような手続きが必要です。また、役員としての活動内容ややりがいを伝えることも有効です。

なお、新入生説明会の際に、本部や各委員会の活動内容や年間スケジュールが分かる冊子やプリント等を配付し、委員会が活動内容の説明を行っているPTAもあります。

PTA広報紙に、各委員会の活動内容や、実際に活動をした感想を掲載する等、活動の楽しさを普段から周知していきましょう。

〈指名委員会方式〉



〈その他の方式〉

特別委員会として選挙管理委員会を組織し、この選挙管理委員会で選挙のスケジュールや方法などを決定することもできます。

現在は指名委員会方式が一般的ですが、役員の人選はあまり煩雑にならないようにし、より民主的で合理的な方法を検討しましょう。

また、選出時期・任期・人数などについても、あわせて検討していくことが大切です。

年度の初めには必ず規約を全会員に配付するようにしましょう。
毎年の総会資料の中に綴じ込んでおくと共に、入会案内のときは必ず配付し、説明しましょう。

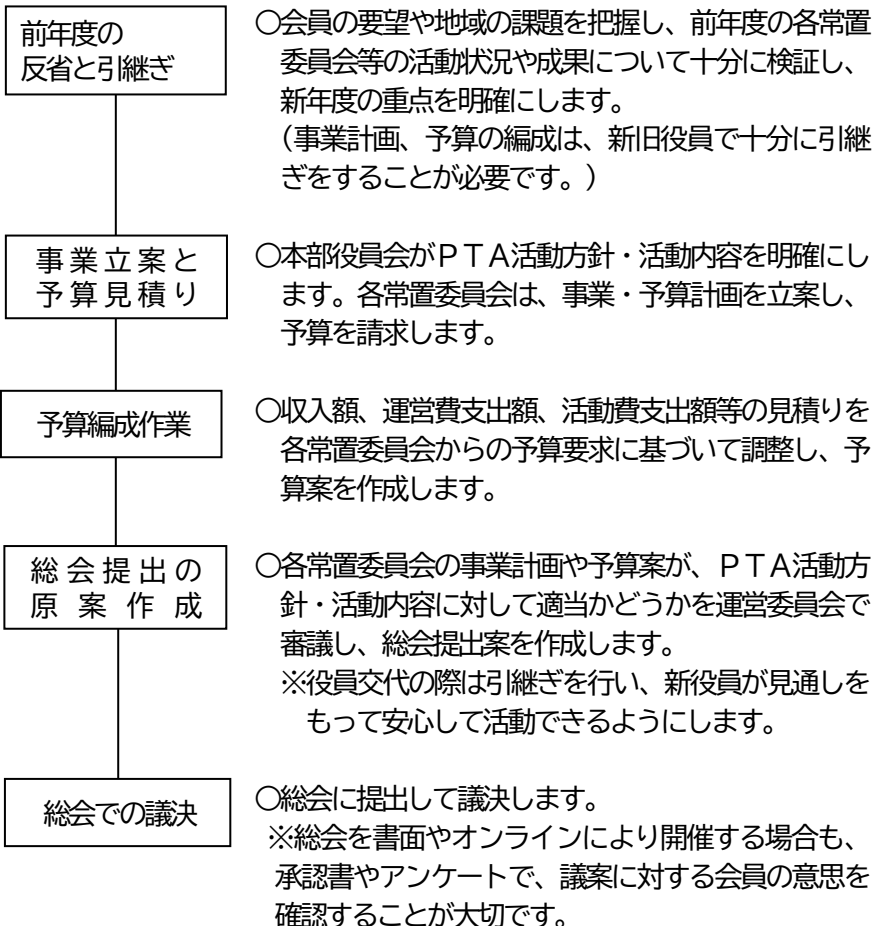


《Q.4》事業計画・予算編成

事業計画や予算編成ではどのようなことに留意したらよいですか。

会員の負担を考慮して、無理のない会費額を設定すると共に、重点目標を明確にし、収入の範囲内で事業計画を立てましょう。

1 事業計画の立案と予算編成の手順



事業計画にあたっては、会員の要望を把握し、会員が積極的に参加できるような工夫が必要です。また、従来の実績に十分な反省・検討を加え、全体を見通し長期的な計画のもとに立案することが大切です。

しかし、最初から見通しをもって活動を行うのは難しいことです。次年度の役員が、あまり負担を感じずにスムーズに活動を始めるためには、前年度役員が、課題や反省をもとに計画を立て、実施するための具体的な手順を書いた引継ぎ書を用意しておくといいでしょう。

また、PTAの予算は会員の学習活動や実践活動、広報活動に関する経費などPTA本来の活動のために使用します。なお、学校教育への支援もできますが、学校が用意するのが当然と考えられる基本的な経費や子どもに直接還元されるとは言い難い経費に支援することは適切ではありません。

予算編成にあたっての留意点

○規約の定めに従っていますか。

○本来、学校設置者である行政がまかなうべき経費を保護者が負担していませんか。（「私費会計基準」及び学校教育法第5条、地方財政法第27条の3参照）

2 引継ぎについて

「引継ぎ書」等を作成して、誰にでも活動内容がわかるようにすることが大切です。

○各事業の準備や作業の流れの手順書

○会議や各委員会打合せの議事録 など

作成した引継ぎ内容は、紙媒体や電子データで保管する方法を決め、みんなで共有できるようにしておきましょう。

3 会費について

会費の額については、事業費が不足するからと安易に値上げするのではなく、事業内容の見直しや重点事業の設定などを行った上で、納得が得られる方法で決められるべきです。

また、PTA組織は保護者と教職員の構成であることを考えると、教職員会員においても同額の負担が望まれます。

～ 財源について ～

PTAの活動の財源には、①会費による収入、②事業収入、③寄付金等があります。社会教育関係団体として、営利団体ではないPTAの活動の財源は、ほとんどを会費によってまかなうことが原則です。

また、事業収入の主なものには、資源回収、学校・PTA行事の際の売り上げ収入、バザーなどがありますが、これらはあくまでPTAの目的にかなひ、会員の理解と協力のもとに実施されるべきものです。



《Q.5》 予算の支出・決算・監査

予算支出の方法や決算・会計監査はどのようにしたらよいですか。

PTAは公共性をもつ団体です。事業計画や予算計画に基づく、予算支出の方法や決算・会計監査については、規約等に則って正確に処理しましょう。

1 予算支出について

(例)

各委員会の購入希望

[受付] ↓

支払いの確認

[確認] ↓

会長の承認

[承認] ↓

支出

[連絡] ↓

業者への支払い

[執行] ↓

帳簿記入・領収書添付

[予算支出の流れ(会計)]

○手続きや処理は書類によって行います。

○必要に応じて業者見積書を添え、事前に会計担当者や学校の管理職などに、支払いの確認をします。

○予算の支出については、最終的には会長が責任を負うものです。従って、予算の支出は会長の承認を得て行う必要があります。

○請求書をもとに業者に支払います。

○必ず書類によって明確にします。

～ 支出と出納事務について ～

PTAは保護者と教職員とが会員として対等の立場で運営されています。PTA予算の支出については、学校に事務局をおいても構いませんが、教職員会員に会計を任せてしまうのではなく、常に保護者が確認するような体制を考える必要があります。

なお、県教育委員会では、私費会計基準により、会計処理を学校側に任せる場合は、会長から校長に対し、書面による委任が必要と定めています。(「私費会計基準第26条」参照)

2 決算について

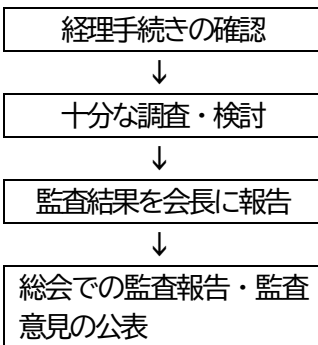
決算とは、一般的に一会計年度内の収入・支出について、出納完結後にその予算と決算とを対比し会計を締めくくることです。そして、決算書は会計監査委員の監査を受けて、総会で承認されなければならないものです。決算にあたっては、事前の十分な準備が必要です。

～ 決算に必要な書類 ～

- ・現金と通帳
- ・会員名簿……………会員の加除がなされたもの
- ・会計帳簿……………収入状況や予算の執行状況が分かるもの
- ・備品台帳……………PTAの備品の保管状況を明確にしたもの
- ・決算書……………費目ごとに予算額と決算額とを対比したもの
- ・収入、支出手続き書類……………請求書・領収書・収入書・支出書などを分類してまとめたもの

3 会計監査について

会計監査は、会計事務の正確さや予算執行の適正さなどを監査するものです。



○支払い請求書に基づいた支出か、領収書等、証拠書類はそろっているか、帳簿への記入にもれはないか、会長による支払いの承認があるかなどについて確認します。

○収支について各項目と証明書類が符合しているか、計算に誤りはないか、現金や預金通帳の保管は適切か、備品台帳と備品に相違はないか、最終的な収支額は一致しているか、必要書類は整備されているかなどについて確認します。

《Q. 6》学習・研修活動の計画と実施

学習・研修活動はどのように進めたらよいですか。

PTA活動の目的に沿った学習・研修活動を考え、計画を立てましょう。

学習・研修活動の計画と実施に向けて

学習・研修活動には様々な形式や方法が考えられます。次のようなポイントをチェックしながら計画し、より効果的な活動を進めましょう。

(1) テーマ

学級懇談会やアンケート調査等をとおして、会員がどんな意識や考え、悩みをもっているかなどの実態をとらえ、それに基づいてテーマを決めるのも一つの方法です。時には、昨今の教育事情を踏まえ、教職員と相談して、保護者として知っておくべき内容や、子育てをする上で知っておきたいことをテーマに取り入れることも必要です。

PTA役員・委員を対象とした研修会・講演会等に参加することで情報を得られます。一人ひとりがアンテナを高くし、活動に反映していくことが大切です。

<具体的な内容(例)>

①家庭教育充実のための学習

子どもの規範意識、生活習慣、親子のきずな、子どもとの接し方 等

②学校教育を理解するための学習

学習指導要領、学校評価、学校運営協議会制度、GIGAスクール構想、学校支援ボランティア、学校行事、インクルーシブ教育 等

③健康・安全・環境に関する学習

子どもの生活習慣や食育、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する課題、性教育・エイズ教育、防犯・防災、交通安全、安全マップ、ペットボトルキャップ集め、緑のカーテンや緑化運動 等

④人権学習

児童虐待、いじめ問題、障がい者の人権、貧困等にかかる人権課題、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティの人権、ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題 等

⑤子どもを取り巻く今日的課題

キャリア教育、情報教育(携帯電話・スマートフォン・インターネット・SNS)、消費者教育、自死の問題、「いのちの授業」、自己肯定感の醸成、奨学金や子どもの貧困、ネット依存、ケアラー(ヤングケアラー)等

⑥PTAの活動について

行事、会員の参加方法の工夫、地域や学校との連携、PTA活動のあり方等

(2) 時期・回数

学校・学年行事やPTA行事の日程、学習・研修会の内容から会員が参加しやすい時期と回数を考えることが大切です。

(3) 形式

学習の形態によって対面形式、オンライン形式又はその併用形式を選択するとともに、専門的な知識を得ることができる講演会や参加型で学ぶワークショップ、グループワークなども取り入れながら、学習・研修会を効果的に進めていきましょう。

PTA活動には、活動への意識の高まりや会員同士のつながりが重要です。そこで、短時間でも参加者同士で話し合える時間を設定することも大切です。悩みや不安を共有できる有意義な時間になり、意見の交換から、よりよい活動のヒントも生まれます。互いを理解し合い、課題の共有化を図ることが、参加者同士のネットワークの形成につながります。

(4) 会場(場所)

会場を決めるときには、次のことに留意しましょう。

- ①会場の広さや定員は適しているか。
- ②机・椅子の配置は学習内容に適しているか。
- ③マイク、ホワイトボード、パソコン、プロジェクター、スクリーン、DVDプレイヤー等必要な機材は準備できるか。
- ④使用料はかかるか。
- ⑤予約は必要か。
- ⑥講師控室がとれるか。
- ⑦保育室がとれるか。
- ⑧緊急時の避難方法・経路が明確であるか。
- ⑨駐車場が確保できるか。
- ⑩感染症予防対策がなされているか。

講師によっては机の配置(形式)の指定や機材などの使用が考えられます。事前に十分な打ち合わせを行いましょう。

(5) 講師への依頼

講師は高い専門性を持ち、テーマに適した分かりやすい話をする方が望まれます。加えて参加者の質問や疑問に答えてくれる方、PTA・学校・子育てに理解がある方だと話題も広がります。特定の宗教・政党の宣伝、勧誘や販売等を行う方は好ましくありません。講師への依頼は、早めに連絡をとり、講師謝礼金を確認しましょう。また、講師を選ぶ際には学校の窓口となる先生と相談しながら、計画的に進めていくことも大切です。

講師としては、例えば县市町村教育委員会の社会教育主事をはじめ、PTAの役員経験者、学校長、大学教員、精神科医、臨床心理士、青少年相談員等の方々が考えられます。講師と事前にプログラムの流れと役割分担について、十分な打ち合わせを行いましょう。

(6) 役割分担(例)

- <準備> 日程・会場の調整 開催要項の作成 資料印刷
PR・チラシ作成 参加者集約・名簿作成 演題表示
受付名簿作成 会場案内表示
オンライン関係(配信機器やアプリの準備など)
講師関係(連絡調整・依頼文書及び講演後の礼状の作成と送付・講演内容の打合せ・プロフィール確認など)
- <当日> 会場準備 講師控え室準備 講師送迎
講師案内 講師用飲料水・おしぼり準備
司会 記録 受付
講師紹介 開・閉会のあいさつ 資料配付
オンライン配信 アンケート実施・回収
録音・録画・写真撮影
(講師と参加者の了解をとり、使用目的を伝えましょう。)

(7) その他

予算を確認しながら年間の計画を立てましょう。

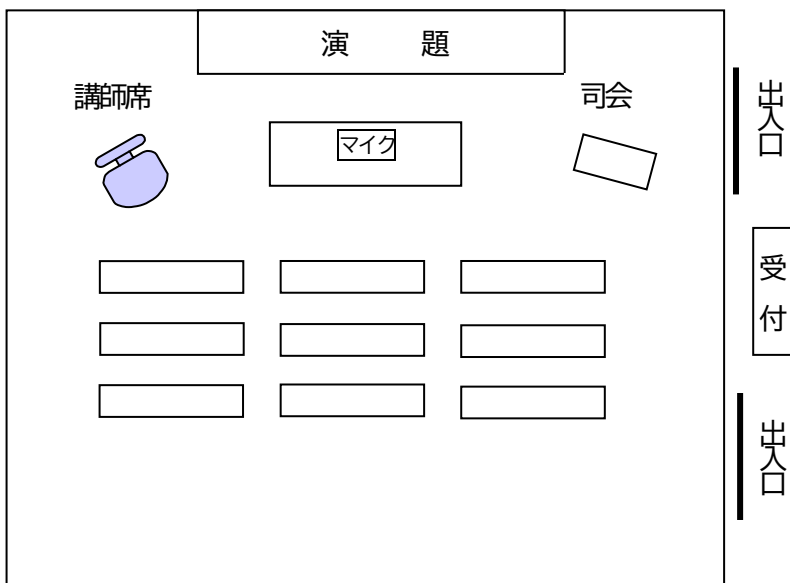
PRについては、広報委員会とタイアップし広報紙を活用しましょう。また、PTA行事、学校・学年行事をとおしたPRや学校・学年だよりの活用も一つの方法です。会員相互や知り合いへの誘い・口コミが、より多くの参加者を集める効果的な方法であるという声もあります。

講演内容の原稿起こしを行う場合、できあがった原稿を講師に確認していただく必要があります。

<講演会等の次第・役割分担(例)>

- ①開会のあいさつ・・・・・・・・・・(委員)
- ②PTA会長あいさつ
- ③学校長あいさつ
- ④日程説明、資料確認、連絡事項・・・(司会)
- ⑤講師紹介・・・・・・・・・・(司会)
- ⑥講演・・・・・・・・・・(講師)
- ⑦質疑応答・・・・・・・・・・(司会)
- ⑧講師へのお礼のことば等・・・・・・・・(委員)
- ⑨閉会のあいさつ・・・・・・・・・・(委員)
- ⑩事務連絡・・・・・・・・・・(司会)
- ⑪参加者アンケートの実施

<会場のレイアウト(例)>



《 知っていますか 》

－図書館のレファレンス機能－

皆さんは図書館をどのように利用されているでしょうか。図書館には、社会教育施設の一つとして様々な利用方法があります。「レファレンス機能」は、利用者の知りたい、調べたいという要望に対し、所蔵資料を使って情報を提供したり、調べ方のアドバイスをしたりするサービスです。教育や子育て、学校行事に役立つ情報を収集することで、家庭学習や読書活動、イベントに活かせるヒントが見つかるかもしれません。訪れたその館の情報だけでなく、他館の所蔵資料などの情報も効率的に得ることができるのも魅力です。

また、神奈川県立図書館では、生涯学習に関する様々な事業や講座を実施しています。本館4階の生涯学習相談デスクもその一つで、資格を取りたい、何かを始めたいといった生涯学習に関する相談を対面やメール等でできます。

各地域の図書館でも魅力的で役立つ事業や講座などが数多く実施されています。PTA活動や親子の学びをさらに充実させるため、お近くの図書館を利用してみてはいかがでしょうか。

県立図書館
ホームページ



県立図書館本館4階
生涯学習相談デスク／生涯学習に関するちらし等配架棚

《 知っていますか 》

－子どもの読書活動の推進に向けて－

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

県教育委員会では、第四次神奈川県子ども読書活動推進計画に基づき「『友のように いつも そばに 一冊の本を』～本との出会い、本から拓く 思いやり 心のつながりを大切に～」をスローガンに据え、次のような取組を行っています。

この推進計画や第四次計画のもと作成された「かながわ 子どものためのブックリスト」「学校図書館ボランティアハンドブック」等の詳しい内容は、県教育委員会生涯学習課のホームページの中でご覧いただけます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/index.html>



《Q. 7》 広報活動の進め方

広報活動はどのように進めたらよいですか。

保護者や教職員が互いにPTAとその活動を理解し合い、つながりを深めるために、必要な情報を提供しましょう。活動内容や成果、PTAの良さを伝えることで、「次は参加しよう」という意識の向上につながります。また、広報をとおして、家庭・学校・地域をつなぐこともできます。

1 広報活動の目的

- (1) PTAの活動方針や活動内容を知らせ、PTAについての理解を深める。
- (2) 保護者や教職員の意識向上を図る。
- (3) PTA活動への協力を呼びかける。
- (4) 学校教育への理解を深める。
- (5) 地域へPTA活動について発信し、連携を図る。

※ 児童・生徒会新聞や学校だより等と異なり、PTA活動を伝えることを常に意識する必要があります。



2 広報活動の方法

- (1) 年に数回発行する広報紙及び号外等
- (2) 学年委員会・校外指導委員会・運営委員会等からのホームページによるお知らせ・おたより・一斉メールなど
- (3) 学校のホームページに広報紙を掲載
- (4) PTA独自でホームページを運営 など

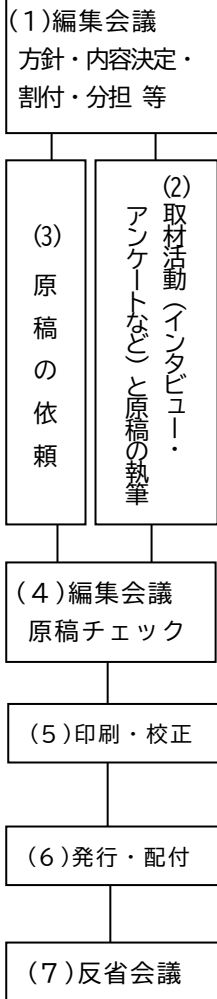
これらの各種広報活動を効果的に組み合わせ、会員一人ひとりの意識を高めていきましょう。

～ 広報紙作成のポイント ～

- ・ 広報紙はPTA活動を活発にするための大切な手段の一つです。PTAがもつ課題や目標、PTAならではの子育ての視点など独自の考えを発信しましょう。
- ・ 読者に問題を提起し、考えてもらうことが大切です。学校の行事紹介にとどまらないように、楽しい中にも、PTA行事や家庭・地域・学校について考える内容を読者に提供し、魅力ある紙面づくりをしましょう。
- ・ 明るく楽しい紙面になるよう創意工夫しながらつくりましょう。
- ・ 個人情報の取扱いに注意しましょう。(詳しくはp.45 参照)

3 広報紙のつくり方

【作業の流れ】(例)



- (1) 編集方針を決めましょう。
 - 内容は主にPTA活動
 - ・保護者や教職員に役立つ最新の内容
 - ・実態把握や問題点の整理 ・普段から情報収集 等
 - 見やすい割付(レイアウト)の工夫
 - 定期的な発行
 - 掲載内容について学校や関係団体と調整 等
 - (2) 取材活動や原稿を執筆しましょう。
 - 取材は早めに依頼・調整
 - 原稿はやさしく、読みやすい文章表記 等
 - (3) 原稿を依頼しましょう。
 - 原稿依頼の注意事項と依頼原稿修正時の配慮の確認
 - (4) 原稿を複数の委員でチェックしましょう。
 - 誤字・脱字の確認
 - 人権尊重の視点から点検
 - ・言葉遣いや掲載写真 ・差別的な表現の有無
 - ・個人情報に関わる記事や写真の掲載についての許可
 - ・男女平等や子どもの人権への配慮 等
 - イラストや文章の著作権の確認
 - ・必要に応じて許可を取得
 - ・文章の一部引用等のきまりを確認
 - 会長、委員長等発行責任者の最終確認
 - (5) 印刷・校正をしましょう。
 - 印刷は業者委託、PTAの機器を利用しての印刷等、予算と労力に応じて選択
 - 校正原稿を(4)の観点から再度チェック
 - (6) 発行・配付しましょう。
 - 自治会の回覧板や地域掲示板等の利用
 - 学校内掲示やホームページへの掲載
 - (7) 振り返りましょう。
 - 課題等の整理 ○ 保存
- ※ 前任者から広報紙完成までの作業の流れを引き継ぎましょう。

《Q.8》会議・話し合いの進め方

会議や話し合いの進め方はどのようにしたらよいですか。

目的に沿った議題を決め、時間配分や話し合いの方法を考えておきましょう。

1 会議前に必要なこと

- (1) 会議の目的をはっきりさせる。
- (2) 会議の目的に応じて集合形式、オンライン形式、またはその併用形式を選択する。
- (3) 会議の流れの検討とそのための準備を綿密に行う。可能なら協議事項については、事前に資料を渡して十分な検討の時間を参加者に与え、主体的な参加を呼びかける。

① 次第の作成(例・集合の場合)

第3回広報委員会
日時：2020/09/05 15:00～17:00
場所：会議室

1. 開会
2. 役員会報告
3. 広報紙第2号の役割分担について
4. 文化祭の取材について
5. 今後の活動予定について
6. 閉会



②資料の作成

- ・資料を作成することで話し合いがスムーズに行える。
 - ・記録として残すことで、次年度の参考となる。
- (4) 主催者、提案者、司会者、記録者等との打合せを十分に行う。
※対面形式の際は、机の並べ方や座る場所なども含め、話しやすい場の雰囲気づくりを心がける。
※オンライン形式の際は、マイクやカメラの設定など、オンライン形式で行う際の注意事項を確認する。

2 司会と記録のポイント

効率よく会議を進めるためには、司会者の役割が重要になります。また、会議の結果を今後に生かすために、記録は重要です。

〈司会〉

- ①開会、閉会の時刻を守る。
- ②和やかな雰囲気をつくる。
- ③目的に沿った発言を求める。
- ④司会者自身の意見は控える。
- ⑤締めくくりでは、議決事項と継続審議の別を確認し、次回までの検討事項等の確認を行う。

〈記録〉

- ①主観を交えずに客観的な記録をする。
- ②ポイントをはっきりさせ、発言の趣旨が分かる記録をする。
- ③意見・質問・修正案等が分かるように記録する。
- ④録音、撮影を行うときは参加者に承諾を得る。
- ⑤最後に次回までにやっておくべきことをメモとして記載する。

発言の意図や言い方が、全体または一部の人に不快な思いをさせないように十分な配慮が必要です。「本音で話す」ことは大切ですが、「思いやりのない意見を自由に出し合う」こととは区別する必要があります。

《 知っていますか 》

－ 活動参加者の負担軽減のためにできること －

(県立釜利谷高等学校PTA)

近年報道等では「PTA活動への負担」が取り上げられています。県立釜利谷高校ではGoogleドライブを導入し、書類管理や学校への提出方法のデジタル化を行いました。結果、書類のありかや確認がしやすくなっただけでなく、提出するためだけに先生とアポイントを取り、学校へ行く必要がなくなるなど、保護者・教員双方の負担軽減につながりました。

《Q.9》PTA活動の活性化

PTA活動を活性化させるにはどのようにしたらよいですか。

会員のみなさんと活動の目的を共有し、必要とされる活動内容や意欲的に参加できる事業計画を立てましょう。

1 活動の見直し

会費などの収入が変わることもあり、事業計画、予算立案の際には、活動内容の精選や経費の見直しが必要です。また、講演会・研修会などを近隣のPTAと共催することや、常置委員会などの組織の見直しについても考えてみる必要があります。

家庭の状況も様々な中で、会員からの意見の聴取の仕方や会員が参加しやすい環境づくりを工夫しているPTAもあります。

2 ニーズに合った事業計画

PTA会員のニーズを把握し、計画に反映していくことが必要です。日ごろから、アンケートや少数数での話し合いなどで会員の意識をつかみ、求められる活動を見出していく姿勢が大切です。会員に望まれる活動を計画することにより、会員も興味をもって意欲的に参加し、活発な活動が展開されます。

3 会員への問題提起

日ごろから、子どもや地域のことなどを問題提起し、会員の意識を高めていくよう働きかける必要があります。活動の意味や必要性を感じることで、会員の積極的な活動が促進されます。

そこで、役員は他校のPTAとの情報交換を行ったり、研修会に参加したりすることで、常に新しい視点をもつことが大切です。

《 知っていますか 》

－「神奈川県PTA協議会」の活動－

神奈川県PTA協議会は、5ブロック、20市町郡のPTA連絡協議会から構成され、年1回の研究大会をはじめ、各ブロックでのイベント等を通じて会員各位の学びと親睦を深め、子どもたちのセーフティネットを作るべく活動しています。他にも会員の皆さまが安心してPTA活動を推進できるよう安全互助会を運営しており、PTA主催のイベントでのケガや食中毒等を保障しています。更に保険会社と連携して会員向けにきめ細かい保障を割安で提供することも総合保険を提供しています。

また、当会は各学校のPTA活動を応援する広報紙コンクールやこころコトバ大賞等の事業を実施しているほか、『かながわPTA宣言』を『いまの社会におけるPTAはなんのためにあるのか』の視点から改訂し、PTA活動の意義の啓発に努めています。



○ 公式HP <https://www.pta-kanagawa.com/>

《 知っていますか 》

－「神奈川県立高等学校PTA連合会」の活動－

神奈川県立高等学校PTA連合会は、生命尊重の理念に立ち、青少年の豊かな心身を育む活動や会員の生涯学習の充実を図り、家庭・学校・地域との連携を通して高等学校教育・中等教育学校教育を支援し、実効あるPTA活動を展開するべく、「研修会」や「大会」を通じて健全育成活動の推進、生涯学習機会の確保・充実を行うとともに、PTAならびに地区協議会活動の推進・支援、教育行政および関係諸団体との連携、社会情勢および会員ニーズの把握と共有・提供、褒賞活動の実施を行っています。さらには「ハイスクール24」をはじめとした各種保険についても提供しています。

また大会に合わせ「広報紙・広報紙表紙コンクール」や総会に合わせ「学び、行動するPTA」団体表彰を行い、各団体の活動を応援ならびに、成果を周知しています。



○ 公式HP <https://kanagawa-koupren.jp/>

《 知っていますか 》

－優良PTA神奈川県教育委員会表彰－

神奈川県ではPTA本来の目的と性格に基づき、活発な活動が行われ、優良な実績を上げている県内のPTAに対し、表彰を実施しています。優良PTA文部科学省大臣表彰に加え、県でも実施することで、日々のPTA活動の励みとなることを目的としています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/index.html>

1 三者（学校・家庭・地域）での連携（令和4年度受賞）

（小田原市立新玉小学校保護者と教師の会）

学校・家庭・地域が連携して、通学路の「安全確認マップ」を作成し、全家庭、地域の関係者に配付した。地域住民と共に歩き、学区内を確認したことで、危険箇所について学校・家庭・地域で共有することができ、連携の意識の高まりがみられた。

また、家庭学習について会員へのアンケートを実施した。結果を基に、教職員の助言を得ながら「学習の手びき」を作成し、家庭学習のポイントを示した。家庭学習の充実のみならず、家庭生活の向上、親子の対話の促進、悩みや不安の解消等につながった。

2 県立高等学校PTAの受賞例（令和4年度受賞）

（県立生田高等学校PTA）

環境整備事業や近隣高校と合同で行う交通安全事業の実施にあたっては、事前に活動日と活動内容を提示し、PTA役員以外の会員も参加する「生田ささえai隊」を組織した。ICTを積極的に導入し、保護者向けのアンケートや「生田ささえai隊」の募集を行っている。さらに役員向けICT利活用講習会を実施し、オンライン会議を定着させ、PTA活動の活性化を図った。地区大会発表においても、ICT利活用の成果を発揮するとともに、発表を動画で配信して、活動を幅広く広報した。ICTを活用し、様々な可能性を見出そうと、前向きに取り組んでいる。



《 知っていますか 》

－近年多い「PTA」に関する相談事項－

近年、新型コロナウイルス感染症による活動の停滞・縮小や、共働き世帯の増加、余暇活動や価値観の多様化などにより「PTA活動の在り方」について話題に上がることが多くなりました。

「できるときに、できるひとが、できることを」に代表されるように、無理なく活動ができるような仕組みづくりが求められています。会の運営は、各団体の規定等によるものと考えられますが、ここでは近年多く寄せられた相談事項の中から、「皆様が気持ちよく活動できるよう」に特に注目していただきたい内容について掲載します。

○ 加入意思の確認方法について

意思確認の方法は様々ありますが、明確に加入意思を確認できる方法として、口頭ではなく書面にて確認をすることが望ましいと考えられます。

○ 個人情報の取扱について

個人情報は利用目的を定めて、その範囲内で利用する必要があり、本人以外の第三者に渡すときは、原則としてあらかじめ本人の同意を得る必要があります。学校とPTAの間で生徒や会員の情報を、本人の同意なく提供することは法律上できません。運用規定を設け、適切に扱しましょう。

○ 役員決定の方法について

社会の流れが「できるひとが、できるときに、できることを」となっています。役員決定や委員決めなどでは、会員の参加意思を確認するとともに、無理なくできる仕組みづくりの検討が望まれます。

○ 人権的な配慮について

PTAは児童・生徒の健全育成を目的に作られたものです。記念品等を配付する際には、児童・生徒が悲しい思いをしないような教育的配慮が求められます。

《Q.10》子どもの安全確保

子どもの安全確保についてどのように関わったらよいですか。

地域をよく知っているPTAが、子どもの安全面に関わる役割を担うことは大切なことです。子どもの安全確保のため、学校と連携して取り組みましょう。

1 学校の安全管理とPTAにできること

(1) 学校における取組

学校では、地震や火災、不審者の侵入等を想定した避難訓練や交通安全教室を計画的に行っています。また、階段のすべり止めや窓の手すり、廊下の中央線など、事故防止のために環境を整えています。さらに、校門の施錠や防犯カメラの設置、防犯ブザーの配付、刺又(さすまた)の配備など、防犯・安全体制を整えたり、教職員や保護者、子どもたちを対象に防犯教室も開催したりしています。

(2) PTAにおける取組

PTAとしても、子どもたちの安全確保のための活動は大切です。通学路など、学校外の危険箇所の点検を行うと共に、危険箇所(安全)マップを作成したり、学校や関係各所との情報交換を図ります。また、登下校時の見守りや校内や校外のパトロールを実施しているところもあります。学校や地域を活動場所とした、様々な行事やイベントなどに、地域や学校をよく知っているPTAが安全面に関わることが求められています。

また、地震や火災を想定した防災対策や、外部からの侵入者などを想定した防犯体制についても、広報紙を使った情報提供が有効になります。

2 地域と連携した安全確保

学校では、総合的な学習の時間や中学校の職業(職場)体験活動の例にあるように、地域と連携・協力して教育活動を進めています。これは、「地域とともにある学校」をキーワードに、学校と地域住民等が力を合わせて子どもたちの学びや育ちを支援す

る近年の動きとも連動したものです。

しかし、一方で、子どもたちが巻き込まれる事故や事件が多数報道される中、不審者の侵入防止のために校門を施錠したり、学校に入る際に名札の着用を求めたりするなど、物理的・心理的に学校と地域との境界を強く意識させるような流れもあります。

子どもの安全に関しては、家庭・地域・学校が協力して子どもを育てるという認識のもと、例えば「子ども110番の家」や地域ボランティアによる見守りや学区パトロールの取組のように、これまで以上にそれぞれが連携・協力して長期的・継続的に取り組むことが望まれます。

また、家庭においても「知らない人についていけない」「助けをもとめる」などを教えることの大切さを伝えることが望まれます。

<防犯・安全マップ（例）【部分】>

抜け道に使われていて交通量が増えている上に、スピードを出している車が多いので注意。

〇〇小安全マップ

地下道は人目がないので注意。不審者に注意。



スピードを出している車が多いので注意。一方通行なのに間違っ入ってくる車があるので注意。

〇〇地区

1. 保線区の敷地内には入らない。
2. 〇〇〇〇ストアの前の道は車に気をつける。
3. 〇〇〇公園は不審者に注意！（ひとりで遊ばない。トイレはできれば入らない。）
4. 〇〇銀行のうらの道でのひとり歩きには注意。
5. 〇〇〇の交差点では車に気をつける。

※この防犯・安全マップの例は、参照しやすいように、部分的に拡大するなどして加工したものです。
※左は地区ごとの注意事項を代表例として示しています。表記の数字は、マップ内にある数字と一致しています。

3 防災に向けた取組

災害は、いつ発生するか分かりません。また、大規模な被害をともなう地震の発生が想定される中、東日本大震災を教訓として、防災マニュアルや安全計画の見直しなど、継続的な対応が求められています。

災害について正しい知識と的確な判断力を身につけ、地域の特性に応じて適切に行動できるよう、各家庭において十分に話し合うとともに、PTAと学校そして地域において、より一層の連携した取組が必要です。

<具体的な取組例>

1 小・中学校の防災備蓄食

(葉山町PTA連絡協議会)

在校中に大きな災害が起き、帰宅困難となった場合などを想定し、学校でも「自助のための備え」が必要であると考え、児童・生徒1人につき「防災備蓄食（お粥レトルト3パック+水1本）」を常備した。

毎年、「自助のための備え」の理念を各学校のPTA会員へ理解を図るとともに会費を集め、防災備蓄食を購入し、常備を実現している。

新しく配備し、古いものを児童・生徒へ返却する活動は大変だが、「手元に防災食が戻る＝1年間大きな災害がなく、無事に過ごせた証である」と喜びを感じたり、「本当に災害が起こってしまったら？」と考えたりするきっかけになることを願っている。

2 町役場、PTAも参加したDIGを実施

(県立二宮高等学校PTA)

所在地自治体である二宮町の防災安全課の職員を招き、PTA、教職員、生徒も参加して「災害図上訓練（DIG）」を実施している。災害発生時に通学路における危険や、地理的条件からくるリスクを想定し、学校周辺で避難可能な場所の確認や、安全確保に関する意見交換などを行っている。

《 参考 》 - 防災教育チャレンジプラン -

防災教育の事例を検索することができます。ご活用ください。

<http://www.bosai-study.net/search/index.php>

上記ページにアクセスし、

「対象」で「保護者・PTA」を選択すると事例が表示されます。



《Q.11》学校教育への理解・協力

学校の教育活動にはどのように関わったらよいですか。

PTAと学校が、それぞれの役割を理解し、相互に協力し合う姿勢を心がけましょう。

1 「インクルーシブ教育」への理解

(1) インクルーシブ教育の推進について

県教育委員会では、「支援教育」の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもが同じ場で共に学び共に育つことを目指すインクルーシブ教育を推進しています。

「支援教育」の理念とは、すべての子どもたちを対象に、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくことを学校教育の根幹にとらえることです。

神奈川のインクルーシブ教育の推進について、詳しくはこちら

➤ インクルーシブ教育推進課ホームページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j7d/index.html>



(2) すべての子どもが同じ場で共に学び共に育つために

友だちが冗談のつもりで言ったことに、つい“カツ”となって乱暴な態度をとってしまう。特定の学習に対して、苦手意識が強い。授業に集中しようと努力しても、すぐに気が散ってしまう。言葉の意味をとらえることが難しい。また、学校の中には、外国につながるのある子どもや、経済的な困窮等、子どもたちの背景は多様です。一見困難がないように見える子どもも、何らかの不安や悩みを抱えているかもしれません。

子どもたちの中には、このような自らの力では解決しがたい困難な課題を抱え、周囲からの支援を必要としている子どもがいます。

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じて、柔軟に適切な方策を考え、支援していくことが大切です。子どもの教育的ニーズは、子どもが学ぶ教育環境との関係によって生じています。ですから、教育的ニーズに対する支援

は、子ども自身の持てる力を伸ばすことで困難さを克服しようとするだけでなく、周囲の理解や指導の工夫、組織的な支援、柔軟な教育システムなど、子どもを取り巻く環境等を調整することが重要になります。

また、各校の取組では、教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備や、相互理解を深める教育活動に取り組んでいます。インクルーシブ教育について理解を深めるための研修・学習会等を積極的に開催するなど、保護者、教職員、地域の大人が、子どもたちと一緒に学校や地域の特色・強みをいかした「インクルーシブな学校」をつくっていくという意識で取り組んでいただくようお願いいたします。

《 知っていますか 》

－教育相談コーディネーターの配置－

小・中学校、高等学校、特別支援学校等には、教育相談コーディネーターが配置されています。教育相談コーディネーターは、支援を必要とする子どもに対し、子ども・担任・保護者のニーズの把握、ケース会議の運営、関係機関との連絡・調整を行うほか、保護者からの学校における相談窓口としての役割も担っています。

《 知っていますか 》

－特別支援学校の地域におけるセンター的機能－

特別支援学校では、地域の小・中学校、高等学校等に在籍する子どもたちが、必要な支援と適切な指導を受けながら学校生活を送ることができるよう、校内支援体制づくりを支援しています。また、地域の学校等に対して、障がいのある子どもの理解を図るための公開研修等も実施しています。

2 学校教育への理解・協力

子どもは家庭や学校、地域を行き来しながら生活し、様々な経験や活動をおして学び、成長していきます。家庭での教育が学校での学習に生かされ、学校で育んだ友人関係が地域につながります。子どもの心の成長は、時と場所を選ばず継続していくものです。しかし、それぞれが異なる接し方や要求をしてしまうと、子どもの心に迷いや悩みが生まれることもあります。

PTA活動を通じて、保護者が学校の教育方針を理解することは、学校と家庭で一貫性のある教育を進めることとなり、子どもに安心感を与え、家庭での教育効果を高めることにもつながります。

学校では、地域の方々の協力を得て、様々な学習活動が進められています。例えば、地域ボランティアとして、保護者が子どもたちの学習活動を支援する取組が、多くの学校で見られます。学校からは、「きめ細かな指導が可能になり、子どもの学習意欲が高まった」「地域との信頼関係が深まり、つながりが強くなった」などの成果が報告されています。

学習活動の支援の他にも、地域の方々と連携して、子どもたちの登下校を見守る活動や、部活動の指導、校外活動の付き添い、花壇・学校図書館等の環境整備など、様々な活動に携わり、学校への支援・協力を行っている事例もあります。

学校とPTAとの関係は、一人ひとりの保護者と先生との心のつながりが基盤になります。日ごろから、学校教育への理解に努めるPTAであってこそ、いざという時に真価が発揮でき、学校との協力体制が築けるのではないのでしょうか。

《 知っていますか 》

－ 学習指導要領 －

文部科学省では、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めており、これを学習指導要領といいます。

○ 学習指導要領のポイント

- ・子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力の確実な育成
- ・よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むための「社会に開かれた教育課程」の実現
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進

－ G I G A スクール構想 －

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子どもたちの資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することです。整備された1人1台端末を利活用し、子どもたち一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と他者との「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていきます。

< 具体的な取組例 >

－ I C T を活用した P T A 活動 －

1 ホームページの活用

（秦野市PTA連絡協議会）

平成31年1月からホームページを活用し、各単位PTAから選出された情報委員が取材・編集した「はだのP連ニュース」を広く発信している。市内の各校の取組や安全・防災等の情報に加え、過去の記事も常時公開し、PTAを身近に感じられる活動となっている。

2 日常の活動にICTを導入した事例

（県立茅ヶ崎北陵高等学校PTA）

PTA活動を円滑に進めるために、LINE や zoom を積極的に取り入れた。さらに学校の申し出によりPTA総会の資料をホームページに掲載することができた。対面かオンラインかではなく、デジタルとアナログの双方の良さをバランスよく活用した活動を実施している。

《Q.12》家庭・地域の教育力

家庭・地域の教育力の向上にどのように関わったらよいですか。

1 家庭の役割・地域の役割

家庭や地域の果たす役割について共に考え、よりよい教育環境づくりを進めましょう。



(1) 家庭の役割とは

家庭は、すべての教育の出発点です。暮らしの営みをとおして、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、家族への信頼感や思いやる心を育む場であり、学校や社会での幅広い学び合いの基盤を築くという、重要な役割を担っています。

また、家庭は心の安らぎや温もりを感じる場であり、子どもたちの人格形成に必要不可欠です。大人が毎日表情豊かに生き生きと生活をしていくことが大切であり、家庭の中でのコミュニケーションを十分に図ることが重要です。

〈家庭で大切にしたいこと〉

- 子どもの話を聴く
- 生活のリズムをつくる
- 「ホッ」とできる居場所にする
- 感動を共有する
- 自己肯定感（ありのままの自分を大切に思う心）を育てる

(2) 地域の役割とは

地域は、子どもたちが豊かな学びを実感するために欠かせない場です。同世代や異世代との交流をとおして様々な出会いや体験の機会を提供することで、豊かな人間性や社会性を育むことができます。

家庭や学校とは異なる視点で子どもを見つめ、新たな一面を発見してくれる地域は子どもの成長にとって欠かせない存在です。地域の人々との関係を大切にし、地域ぐるみで子どもを育てる教育環境づくりを進めていく必要があります。

2 家庭教育の充実に向けて

PTA活動では、家庭での子育てや教育を改めて見つめ直し、次代を担う子どもを育てることの大切さを共有する機会も得られます。

成人教育委員会などが主催する「家庭教育学級」をはじめとした研修会の意義は大変大きく、保護者として子育てを考える大切な機会となります。こうした機会をより充実させていくことが大切です。

〈家庭教育学級のテーマ(例)〉

- 心を育てる子どもの食生活
- 見つけよう！子どもの食と生活リズム
- スマホ等がもたらす危険性
- 思春期のコミュニケーション
- 保健室から見た子どもたち
- 家庭・社会の決まりと子ども・大人
- 子どもの安全を守るために
- 今、私たちにできる防災対策
- 子どもの話を引き出す大人の聴き方・話し方

《 知っていますか 》

－「早寝早起き朝ごはん」国民運動－

平成 18 年 4 月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、国民運動が全国展開されています。家庭や地域に対して、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を積極的に推進し、家庭教育の充実を求めていくことも期待されています。子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。



○朝食や夕食を家族と一緒に食べると会話の機会が多くなります。

○食事における団らんは、家庭生活でのコミュニケーションの中心です。

《 知っていますか 》

－持続可能な開発目標 (SDGs)－

2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2030 年を期限とする開発目標です。「誰一人取り残さない (no one left behind)」社会の実現を目指し、先進国も含めて国際社会全体で取り組むこととされており、政府組織のみならず社会のあらゆる主体が積極的な役割を果たすことが期待されています。



3 校外生活指導と地域の教育環境の改善に向けて

P T Aは、学校と地域とをつなぐ団体として、学校の教育目標などを理解した上で、子どもたちが心身共に健全に成長するよう、適切な活動を行っていくことが大切です。そして、子どもたちが生活する地域の環境を教育的な視点から改善し、校外における生活の安全を確保する役割もあります。

また、P T Aには、放課後や休日の子どものための居場所づくり、地域行事への協力などをとおして“地域の子どもたちを地域で育てる”機運を高め、地域の教育力向上に大きな役割を果たすことが期待されています。

《 知っていますか 》 - 企業等との連携 -

<家庭教育協力事業者連携事業（愛称：かなめ）>

事業者に家庭教育支援の取組を行っていただいたり、県教育委員会作成の啓発資料を保護者である従業員に配付していただいたりするなど、県教育委員会では、事業者と連携・協力して家庭教育の支援を推進する事業〈家庭教育協力事業者連携事業（愛称：かなめ）〉に取り組んでいます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/jigyosyarenkei.html>



<企業等による教育プログラム提供事業>

企業等が、それぞれの特色を活かし、子どもたちの健全成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム」を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/kigyouto.html>



《 知っていますか 》 - 様々な家庭教育支援 -

県教育委員会では、次のような様々な家庭教育支援を行っています。

○相談窓口紹介カード(悩みを抱える子どもたちや育児不安で悩む保護者に対しての昼間、夜間の電話相談機関の紹介)の配付

○家庭教育の要点を示した「家庭教育ハンドブック すこやか」の配付

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/sukoyaka.html>



各市町村でも、家庭教育に役立つ情報提供や相談に応じる窓口を設け、また、教育委員会や公民館等で家庭教育に関する様々な学習機会の提供を行っています。

《Q.13》PTAと地域との連携

地域と連携した活動を行うにはどのようにしたらよいですか。

子どもたちの健全育成のために、連携や相談が可能な機関等を把握し、地域で子どもを育てる取組をしましょう。

1 地域との連携を進めるにあたって

子どもたちの健全育成に、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を踏まえた上で地域ぐるみで取り組む必要があります。そして、学校と最も密接な協力関係にあるPTAには、家庭・地域・学校を結ぶ架け橋としての役割が期待されています。

PTAが地域や学校と連携する活動の一つとして、地域学校協働活動や地区懇談会があげられます。

各活動や会議で話し合った内容が家庭・地域・学校の活動に反映するように、PTA広報等で会員に知らせるようにしましょう。

さらに、PTAが窓口になることにより、隣接したこども園・幼稚園・保育所の保護者会や小・中・高等学校等のPTAとの連携なども可能になります。

【連携や相談が可能な機関】

- 地域の身近な団体：自治会、スポーツ協会、婦人会、母親クラブ、商店会、青少年協会、国際交流協会、防犯協会、交通安全協会、おやじの会^{*}、民生委員・児童委員、社会福祉協議会
- 青少年の健全育成のための指導者・団体：青少年指導員、子ども会、地区育成会
- 行政機関：県、市町村、教育委員会、教育事務所、警察署
- 地域の身近な施設：公民館、図書館、美術館、博物館、生涯学習情報センター、コミュニティセンター など

※県内だけでなく全国各地で、数多くの「おやじ(親父)の会」が発足しています。インターネットにも「おやじ(親父)の会」のホームページが多数開設されており、それぞれの活動の様子を知ることができます。

2 地域との連携による活動の例

子どもたちの生活圏である地域の環境は、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼします。環境をよくすることは、子どもたちの健やかな育成に結びつく重要な取組の一つです。具体的には次のような活動が考えられます。

【明るい環境づくり】

- あいさつ運動
- 清掃美化運動
- 地域の落書きの除去（ペンキ塗り）
- 社会環境健全化推進街頭キャンペーン

【安全な環境づくり】

- 通学路の整備
- 安全・防犯パトロール
- 危険箇所の点検・マップづくり
- 緊急避難場所(子ども110番の家)の設置

PTAが他の団体と連携しながら地域ぐるみで活動することで、地域の子どもを地域で育てることが可能になります。

〈具体的な取組例〉

1 「ゴミポイ捨て防止啓発運動」

（厚木市立依知南小学校PTA）

金田交差点（金田陸橋）は朝夕問わず非常に交通量が多く、交差点で信号待ちをしている車両から飲み物等の空き缶やゴミ等が投げ捨てられていた。こうした状況を改善するため、道路利用者へのモラルやゴミポイ捨て防止の意識向上を図ることを目的として、依知南小学校PTAと金田上部自治会が主催者となり、依知南小学校児童、国土交通省横浜国道事務所、厚木警察署、厚木市が協力して環境美化への啓発活動を実施した。金田陸橋下の管理用ネットフェンスに依知南小学校児童・保護者がゴミポイ捨て防止啓発ポスターを掲示し、みんなで道路清掃を行った。

2 地域学校協働本部との連携

（県立あおば支援学校PTA）

地域学校協働推進員と連携して、保護者交流会を毎年開催している。講師として卒業後の暮らしを知る卒業した保護者をお招きするにあたり、地域や卒業生との繋がりを持つ地域学校協働推進員が講師選びから依頼まで協力してくれた。その他にも地域学校協働推進員が、役員の相談に乗ったり卒業後の連絡窓口になったり地域からの需要を繋げたりと、学校、保護者、地域のつなぎ役となることで、地域学校協働本部とあおばの会がよりよい連携を図ることができている。

《 知っていますか 》

－ 地域学校協働活動推進員、コーディネーター －

学校と地域(ボランティア)とをつなぐ地域学校協働活動推進員、コーディネーターは、学校や地域と一緒に活動をつくり、調整する役割を担っています。地域学校協働活動推進員、コーディネーターがいることで、教職員やボランティアのとまどい(悩み)が少なくなり、活動が円滑になると同時に、活気のある充実したものになるでしょう。

○地域学校協働活動推進員、コーディネーターの主な活動

- ① 受けとめる …学校のニーズやボランティアの思いを受けとめます。
- ② 知らせる …学校が必要としているボランティア情報などを伝えます。
- ③ つなぐ …学校のニーズとボランティアの希望を調整します。
- ④ 支える …学校の教職員やボランティアからの相談を受けます。
- ⑤ ふりかえる …よりよい活動となるよう、活動後にふりかえりをします。

○コーディネーターとして心がけたいこと

- ・ ボランティアに心得・約束事を知ってもらいましょう。
- ・ ボランティアと教職員が話せる雰囲気をつくりましょう。
- ・ 地域学校協働活動推進員、コーディネーターも一緒に活動しましょう。
- ・ 次の活動につながるよう、活動後には声かけをしましょう。
- ・ 問題点は一緒に解決できるよう、両者にきちんと伝えましょう。
- ・ 知り合いを増やしていくことを心がけましょう。

◆ ハンドブック「つなごう！つなごろう！地域と学校」

県教育委員会生涯学習課では、平成30年3月に「地域学校協働ボランティアハンドブック」を作成し、令和7年3月に改訂しました。帝京大学の佐藤晴雄先生監修のもと、作成されたもので、地域ボランティア向け、学校向け、地域学校協働活動推進員やコーディネーター向け、そして、県内の事例紹介の4部構成になっています。それぞれ重要なポイントがコンパクトにまとめられていますので、ぜひ研修等でもご活用ください。なお、ホームページからもダウンロードできます。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/tiikikyoudouvhb.html>



《 知っていますか 》

－コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）－

学校と保護者や地域住民などが共に知恵を出し合い、学校運営に対する当事者意識を分かち合うことで、一緒に参画・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるしくみをもった学校のことをいいます。

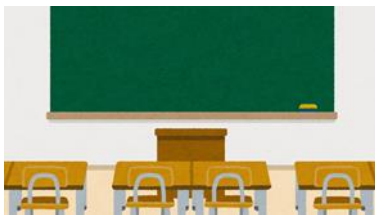
「コミュニティ・スクール」の委員に保護者代表・地域住民、地域学校協働活動推進員などが入り、地域と学校が対等な立場で、連携・協働して学校運営を行っています。

[コミュニティ・スクールの主な3つの機能]

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

- ・ 学校がチームとして教育力・組織力を発揮するとともに、学校と地域が適切に役割分担をしながら、それぞれが主体的に取り組を進めることで、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現が可能になります。
- ・ 平成 29 年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることをめざし、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。
- ・ 県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校については、すべての学校がコミュニティ・スクールとして学校運営協議会を設置しています。



《 知っていますか 》

－ 個人情報の取扱いの注意 －

◆ 個人情報を扱う全事業者が個人情報保護法の対象です

平成 29 年 5 月 30 日以降、取り扱っている個人情報の数に関わらず、個人情報を扱うすべての事業者が個人情報保護法の適用対象となりました。

取り扱う事業の内容が営利か、非営利かは問わないため、PTAも個人情報保護法の対象になります。

個人情報(氏名、電話番号、住所等)を取り扱っている場合は、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の取扱いが求められます。

個人情報保護法のルール

個人情報は利用目的を定めて、その範囲内で利用する

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければなりません。また、特定した目的は本人に通知、又は公表する必要があります。

情報の漏えい等が生じないように安全に管理する

紙の名簿は鍵のかかる引き出しで保管し、パソコン上の名簿には パスワードを設定するなど、個人情報を安全に管理する必要があります。

紛失や転売等されないように注意することも重要です。

個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得る

例外として、同意がなくても提供できるのは、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産を守る場合などに限定されます。

本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等をする

個人情報の取扱いに関する問合せ、苦情等にきちんと対応する必要があります。

参考：個人情報保護委員会 FAQ

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/contact/>



個人情報保護委員会 個人情報保護法 相談ダイヤル
03-6457-9849

受付時間 9:30~17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

< 生徒等の個人情報を取り扱う際の注意事項 >

・どんな個人情報でも扱っていいの？	➡収集する個人情報は特定し、最小限に！
・どんな目的で扱うの？	➡個人情報を集める際、あらかじめ利用目的を明示しましょう。
・個人が特定できる写真や個人情報は使っても大丈夫？	➡必ず、本人、保護者に承諾を得て使用しましょう。
・個人が特定できない写真や個人情報は使っても大丈夫？	➡承諾を得ずに使用できます。
・利用者(見た人)が個人情報を勝手に使ってもいいの？	➡個人情報の目的外使用、二次利用の制限について周知を！
・PTAでの個人情報の扱いが、学校と違っていいの？	➡学校との共通理解(学校の情報の扱いとの整合性)が必要です。

◆ 会員間での連絡方法について

< 必要なことは？ >

○会員の情報が悪用されるなど、個人の不利益にならないような配慮が必要です。そのために、会員個人の連絡先の取扱いについて確認事項を定めておくことが大切です。

連絡先を交換する(メーリングリストを作成する)にあたって

- ・利用目的を特定する。
- ・必要以上に情報を収集しない。
- ・必ず本人の同意を得る。

利用にあたって

- ・目的以外に利用しない。
- ・第三者に提供する場合は、原則、本人の同意を得る。
- ・個人情報の漏えい防止のために適切な措置を講じる。

※個人情報を取り扱う作業を行う場合は、資料を校外に持ち出さなくてすむように、学校内で行うようにしましょう。

※各学校のPTAで、PTA会則(規約)等への個人情報の取扱いに関する規則の追加、または、「個人情報取扱規則(仮称)」等の作成を検討しましょう。

参考：文部科学省ガイドライン「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」